

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI(確定拠出年金向け)
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型
4. 商品属性	
当初設定日	2002年2月22日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 なお、株式に直接投資する場合があります。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 主として上記マザーファンド受益証券に投資し、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジ無し)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。 ● 外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券の組入比率を高位に保つことを基本とします。 ● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ● 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ● 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ● デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
ベンチマーク	MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジ無し)
決算日	毎年3月31日 (休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎決算時(原則3月31日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ● 分配金は、自動的に再投資されます。
償還条項	委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.154% (税抜年0.14%) (内訳:委託会社0.066%(税抜0.06%)、販売会社0.066%(税抜0.06%)、受託会社0.022%(税抜0.02%))
信託財産留保額	ありません。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
7. 費用(つづき) その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。 ● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。 ● ファンドの組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支弁します。 ● 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
8. お申込み不可日等	<ul style="list-style-type: none"> ● ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、お買付、ご換金のお申込みはできません。 ● 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み・解約請求などを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱申込み・解約請求ができない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。
11. 基準価額の主な変動要因等	ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資します(また、外貨建資産に投資する場合はこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。
株価変動リスク 為替変動リスク	<p>ファンドは、実質的に株式に投資を行いますので、株価変動の影響を受けます。</p> <p>ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。</p>
その他留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 組入株式等の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 ● 有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。 ● 市場の急変時等には、前記の運用方針に従った運用ができない場合があります。 ● ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。 ● 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	<p>解約価額(= 基準価額) × 保有口数</p> <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. 委託会社	野村アセットマネジメント株式会社(ファンドの運用の指図等を行います。)
15. 受託会社	野村信託銀行株式会社(ファンドの保管、管理業務を行います。)

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2019.10)